

指定管理者制度活用の基本方針

制定 平成17年 1月 6日

改正 平成19年10月30日

平成20年 5月15日

平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設されました（地方自治法第244条の2）。従来、区の公の施設の管理ができるのは、区、公共的団体及び区の出資法人に限定されていましたが、法改正により、広く民間事業者も管理の代行ができることになりました（制度の主な特徴と留意点は別表1のとおり）。

これまで各自治体では、福祉施設、体育施設、美術館・ホール等の芸術文化施設などを公の施設として設置し、住民に様々なサービスを提供してきました。しかしながら、近年これらに相当する施設が民間においても設置され、利用者の満足度の高いサービスが提供されるとともに、効率的に運営される状況にあります。同時に、住民ニーズも多様化し、公の施設で実施する事業自体も、多様性、柔軟性、さらに専門性などが求められています。こうした状況に、より効果的、効率的に対応するためには、民間のノウハウ、活力を活かすことが有効であるとの考え方に立ち、管理主体、範囲等の制限をはずしつつ、公の施設として適正な管理を行う仕組みを整備したものが、この指定管理者制度です。

1. 本方針の目的及び位置づけ

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に関する枠組みの大きな変更となるものです。区はこの指定管理者制度導入を契機として、公の施設全般について、施設で実施する事業の充実を図るとともに、効果的・効率的な運営を図っていくため、改めて、施設のあり方や管理運営方法などの検討を行い、施設の設置目的に沿って適切なコストでサービスの質の維持・向上が可能なものは、行政の責任を担保するための適切な仕組みを確保しながら指定管理者制度を導入していきます。本方針はそうした取組とともに、指定管理者制度導入にあたって、制度を最も効果的に活用するため、その対応についての基本的な考え方をまとめたものです。

指定管理者制度を活用する施設については、制度移行時及びそれ以降順次拡大する時点であっても、本方針を踏まえるものとします。

2. 制度活用の基本的考え方

指定管理者制度の活用にあたっては、公の施設に対する区民のニーズに応えるため、管理運営に民間事業者等の持つ技術やノウハウをこれまで以上に活かしていきます。また、制度の活用を通じて、区総体としても住民サービスの向上と経費の効率的な活用を図っていきます。

そのための制度活用の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

- ① 施設ごとに「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を図る。
- ② 民間事業者等を広く積極的に活用していく。
- ③ 事業者の選定時や事業実施後など、適切な評価を行う。
- ④ 指定管理者による管理であっても、区は公の施設の設置者として、区民に対し施設の責任を負っていく。

3. 導入の進め方

区の公の施設については、社会経済状況の変化や区民ニーズを的確に捉えて、各施設のあり方やその目指す方向を明らかにしていきます。その上で、管理運営方法として指定管理者制度が適当である施設については、段階的に制度の活用を図ります。

4. 指定管理者の選定の考え方

(1) 選定の方法

制度の趣旨を活かし、原則公募により選定します。その際には、事業者から施設で実施する事業の企画などの提案を受ける提案型も取り入れていきます。

なお、施設の設置目的から指定管理者となる事業者が限定される場合などは、事業計画書等の評価を行ったうえで、公募によらず特命による選定も可とします。

また、公募に際しては、十分な期間を設定し、施設の詳細な情報を提供するとともに、必要に応じて説明会や現地説明会を開催していきます。

※1 「特命による選定」とは、公募によらず、区が指名する特定の事業者を選定することをいいます。

(2) 選定のための評価基準

「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を総合的に評価した上で判断し、指定管理者を選定することになります。

区は、区民と事業者双方に対して説明責任を果たせるよう、公平・公正な選定のための評価基準を作成します。

施設で実施する事業は様々ですが、その違いにかかわらず、次の事項を考慮して選定のための評価基準を作成します。

- ① 提供する事業の内容・効果や管理経費など評価項目については数値化する。
- ② 事業者の行政における実績のみにとらわれず、事業者の有する経営資源や運営ノウハウを考慮する。
- ③ 施設の設置目的に沿って、施設ごとに評価項目のどこに重点を置くかを定める。(これは、人的なサービスが中心となる施設、事業企画が中心となる施設、及び維持管理が中心となる施設(自転車駐車場等)など、施設で実施する業務内容によって、評価の項目や着眼点が異なるためです。)

(3) 選定体制

公平・公正な評価を行って指定管理者を選定していくため、次のような体制を基本とする選定組織を設置します。

- ① 公募を行う施設で、専門的な視点などからの評価が必要な場合や、公募によらず選定する場合は、学識経験者など第三者による、又は第三者を加えた「〇〇施設指定管理者選定評価委員会」を区長の私的諮問機関として設置します。
- ② 公募を行う施設で専門的な視点などからの評価が特に必要でない場合は、内部の組織として「〇〇部指定管理者選定評価委員会」を部局に設置することも可とします。なお、内部の組織とする場合は、必要に応じて外部有識者などをアドバイザーとして活用します。

(4) 公募の特例

既に指定管理者制度を導入し、指定期間の満了を迎える施設の中には、同一の指定管理者を引き続き選定することにより、より高い効果が期待でき事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上する場合があります。そうした場合に限り特例として公募を行わず、継続して選定することも可とします。

継続とする場合は、指定期間満了を迎える前の適切な時期に(3)の選定体制を準用した評価組織を設置し、以下の事項について総括的な評価を行い、その結果に基づき決定します。

- ① 指定期間中の運営評価結果の状況（利用者満足度の状況を含む）
- ② 施設の事業内容（人的サービス中心、事業企画中心など）の特性から求められる要素（安定性、継続性、計画性など）の重要度
- ③ 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果
- ④ その他、施設の実情に応じ判断する上で必要な事項

なお、継続して選定する場合はその理由を明らかにし、透明性の確保を図ります。

5 指定手続等に関する基本事項

（1）条例の制定（改正）

事業者の申請方法、指定管理者の選定基準、施設の管理基準、業務の範囲などを区の条例で定める必要があります。

規定する内容は、施設の性質や実施する事業の内容などにより異なること、また、それぞれの設置条例で一貫性を持って分かりやすく条項を整理するのが望ましいことなどから、個別の施設の設置条例に、指定管理者制度の活用に必要な事項を規定することとします（既設の条例の場合は改正）。

（2）管理業務の範囲

施設ごとに実施する事業を明確にし、指定管理者が行う管理業務の範囲を定めます。また、これに基づき、詳細な仕様を作成します。

（3）指定期間

指定期間については、施設で実施している事業内容に応じた適切な期間としていく必要があります。区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、指定期間は5年を原則とします。

ただし、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設については、10年までの範囲で適切な期間を設定することも可とします。

（4）利用料金制

区が条例で定める施設の利用料金（使用料等）の範囲内で指定管理者が料金を定められるようにし、利用料金（使用料等）を自らの収入とすることで、運営に一定の自由度を与え、民間事業者の意欲やノウハウを活かし、より一層の住民サービスの向上や経費の削減ができる可能性があります。

このため、相当額の料金収入があり、サービスの向上が期待できるなど効果が認められる施設については利用料金制の導入を図ります。

※2 利用料金制とは、条例で定める施設の利用料金（使用料等）の範囲内で、指定管理者が区の承認を受けて料金を定め、自らの収入とすることができる制度です（地方自治法第244条の2の第8、9項による）。

（5）個人情報の保護

指定管理者制度では管理権限が委任されるため、指定管理者は区と同等に個人情報保護を図ることが必要となります。このため、個人情報保護条例を改正し、指定管理者に対する個人情報の事故防止に関する保護措置を規定していきます。

また、指定管理者に対し、個人情報保護に関する具体的な体制の整備を求めています。

(6) 包括協定及び単年度協定の締結

指定議決後は、仕様書や事業計画書に基づいて、指定管理者への委託費の支払いや管理の細目等について協定を締結していきます。

協定の締結に際して、経費を複数年度予め確定しておくことは、財政的にメリットがありますが、反面状況変化に対応できないというデメリットもあります。そのため、包括的な指定期間内にわたる協定と、経費の詳細などを定める単年度協定とに分けて定め、その両方の協定を締結していきます。

(7) 指定管理者の継続的評価

指定管理者による管理の実施状況については、当初の提案内容どおりに実施されたか、それにより適切な住民サービスが提供されているかなどを毎年度継続的に評価していきます。

なお、その際に実施サービスの第三者評価など既存の評価制度を活用していきます。

評価体制は、指定管理者による管理の実施状況を客観的に評価していくため、次のような体制を基本とする評価組織を設置します。

- ① 公募により指定管理者を選定した施設で、専門的な視点などからの評価が必要な場合や、公募によらず指定管理者を選定した場合は、学識経験者などの第三者による、又は第三者を加えた「〇〇施設指定管理者運営評価委員会」を区長の私的諮問機関として設置します。
- ② 公募により指定管理者を選定した施設で、専門的な視点などからの評価が特に必要でない場合は、内部の組織として「〇〇部指定管理者運営評価委員会」を部局に設置することも可とします。なお、内部の組織とする場合は、必要に応じて外部有識者などをアドバイザーとして活用します。

6. 導入に向けての留意事項

(1) 実施方針の策定等

指定管理者制度に移行する施設については、本方針に基づき、円滑かつ効率的に進めていくため、施設ごとの具体的な対応に関して、実施方針を策定していきます。

(2) 改革実施策による活用の推進

18年4月以降の指定管理者制度の活用等については、第2次行財政改革大綱年次別推進プランに基づく改革実施策にとりまとめ、推進していきます。

その手順としては、今後、公の施設全般のあり方等を検討し、指定管理者制度の活用も含め、施設ごとにより効果的・効率的な管理運営方法としていきます。また、年次別推進プランの中で管理運営方法等を示している施設についても、指定管理者制度と比較し、よりよい管理運営方法を選択していきます。

なお、進め方については、区の直営施設の管理運営等に携わる職員の定年退職の状況を踏まえ段階的な導入とするとともに、区全体の職員配置の中で検討していきます。

別表 1

(1) 制度の主な特徴と留意点

| 主 な 特 徴 | |
|--------------------|--|
| 1 民間事業者も指定管理者となれる | 指定管理者の範囲には特段の規定がなく、これまで行われてきた財団等の公共的団体に加え、民間事業者も広く含まれます。 |
| 2 「委託」から「委任」へ | 従来の公共的団体との関係は委託であり、施設の管理権限は地方公共団体にあるのに対し、指定管理者制度においては、施設の管理権限を指定管理者に「委任」し、事務事業を代行させるものです。そのため、指定管理者は使用許可ができることとなりました（使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等法令により地方公共団体の長のみが行える権限は除く。）。 |
| 3 「契約」から「行政処分」へ | 従来の公共的団体との関係は管理委託「契約」であったが、指定管理者制度では議会の議決を経た上で管理者を指定する「行政処分」となりました。そのため、指定管理者に支出する経費の額（科目は委託料）は、区と指定管理者との協議で定め、協定等を締結することとなります。 |
| 主 な 留 意 点 | |
| 1 管理委託を行っている施設 | 新法施行後3年以内（18年9月1日まで）に直営か（区による管理運営）、指定管理者による管理かを決定し、条例改正等を行わなければならない。 |
| 2 議会の議決 | 指定手続等を条例で定める際、指定管理者を指定する際に議決が必要となります。条例で定める指定手続等は、申請方法、選定基準、管理基準、業務の範囲等であり、指定の議決には、管理を行わせる施設の名称、団体の名称、指定期間等の内容を盛り込むことが必要です。 |
| 3 指定管理者の選定 | 指定管理者制度は契約制度ではないため、一般的な入札制度の適用はありませんが、国の通知では複数の事業者から計画をとり、費用対効果等を十分に比較検討しながら、決定するもの（原則公募）とされています。 |
| 4 指定管理者制度を採用できない施設 | 学校等施設の管理者が法律等により地方公共団体に限られているものは対象外です。なお、従来制度では地方公共団体のみが管理者であった施設も制度を適用することが可能となり（公営住宅等）、対象は広がっています。 |
| 5 業務委託契約との関係 | 今後施設管理を直営とする場合には、限定的な業務の委託は可能ですが、施設全般の管理に及ぶような、包括的な業務委託契約を締結することは法の趣旨から適当ではありません。指定管理者が管理する場合においても同様です。 |
| 6 個人情報保護 | 指定管理者制度では管理権限が委任されるため、指定管理者は区と同等に個人情報保護を図ることが必要となるため、指定手続等を定める条例に個人情報保護に関する規定や個人情報保護条例においても、指定管理者制度導入に伴う個人情報の保護措置に関する規定を整備する必要があります。 |

(2) 指定管理者の責務

| 指定管理者の責務 | |
|---------------|---|
| 1 住民利用の公平性の担保 | 指定管理者も区が管理する場合と同様に、区民の施設利用について平等かつ公平な取扱いをしなければなりません。また、正当な理由がない限り、施設の利用を拒むことはできませんし、利用について差別的な取扱いをしてはなりません。 |
| 2 個人情報の適切な管理 | 指定管理者も区と同様、区民の個人情報の管理について万全を期さねばなりません。区では、指定手続を定める条例に個人情報の保護を規定し、個人情報保護条例に指定管理者の個人情報の保護措置などを規定します。 |
| 3 出納等の適正な管理 | 区の出納と同様に監査委員の監査対象となります。指定管理者も区と同様に、出納等の適正な管理が求められます。 |